



# 所得税、市・県民税の申告を忘れずに!

【問合せ先】 所得税・消費税・贈与税については、新発田税務署 (☎22-3161)  
市・県民税については、市税務課市民税係 (ヨリネスしばた3階、☎28-9321)

## 所得税の申告受付

【と き】2月9日(木)～3月15日(水)の午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)  
※期間中は、新発田税務署では申告の相談を行いません

【ところ】カルチャーセンター

【その他】

- ▼当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください
- ▼スマートフォンをお持ちの方は、原則スマートフォンを利用して会場で申告書を作成していただきます
- ▼記載済みの確定申告書などの提出は、カルチャーセンターでは受け付けませんのでご注意ください。新発田税務署のみで受け付けます

### イータックス ■e-Tax・スマホ申告をご利用ください

確定申告には、自宅からパソコンやスマートフォンで利用できるe-Tax・スマホ申告が便利です。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、確定申告会場に行かなくても、マイナンバーカードと、ICカードリーダライタまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンで申告書を提出できます。また、申告書を印刷して、郵送などで税務署に提出することもできます。ぜひ、ご利用ください。



## 市・県民税の申告受付

【と き】2月16日(木)～3月15日(水)の午前9時～午後3時30分(土・日曜日、祝日を除く)  
※期間中は、ヨリネスしばたでは申告の相談や受付を行いません

【ところ】市民文化会館1階 講堂

【その他】

- ▼混雑緩和のため、当日午前8時30分から入場整理券を配布します
- ▼豊浦・紫雲寺・加治川地区の方は、「広報しばた」2月1日号とともに配布する「令和4年分確定申告、市・県民税申告のご案内」をご確認ください
- ▼青色・分離譲渡所得・住宅借入金等特別控除(入居1年目)の申告は、カルチャーセンターのみで受け付けます
- ▼会場は大変混雑します。特に、受付開始後の数日間は混み合います。混雑状況によって長時間お待ちいただく場合がありますので、郵送での提出にご協力ください

### ■申告書は郵送でも受け付けます

- 下記の申告書は郵送で提出することができます。作成した申告書と添付書類を郵送してください。
- ▼所得税の確定申告書…新発田税務署 (〒957-8666 住所記載不要)
  - ▼市・県民税の申告書…新発田市税務課市民税係 (〒957-8686 住所記載不要)

## ■市・県民税の申告

申告内容は、市・県民税額の算定のほか、所得証明書の発行や国民健康保険及び後期高齢者医療制度、児童手当の受給などの各種サービスの資格判定にも使われます。令和4年中に所得がなくても申告が必要な場合があります。

【申告が必要な方】

- 令和5年1月1日現在で市内に居住し、次のいずれかに該当する方
- ▼給与所得以外の所得があり、金額が20万円以下の方 ※20万円を超える場合、所得税の確定申告が必要です
- ▼公的年金などの所得以外に所得があり、金額が20万円以下の方 ※20万円を超える場合、所得税の確定申告が必要です
- ▼収入が公的年金のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載のない控除(医療費控除や生命保険料控除など)の適用を受ける方

【申告が不要な方】

- ▼令和4年分所得税の確定申告書を提出した方
- ▼前年の収入が給与収入のみ、または公的年金などの収入のみで、支払者から市に支払報告書が提出されている方 ※源泉徴収票に記載のない控除(医療費控除や生命保険料控除など)の適用を受ける場合は、申告書の提出が必要です。また、所得税額に変動がある場合は所得税の確定申告が必要です
- 申告書の送付=昨年度に市・県民税の申告をした方には、2月上旬に申告書を送付します。届いていない場合でも申告が必要と思われる方は、市税務課市民税係や各支所、各申告会場にある申告書をご利用ください

## ■申告に必要なもの

個人番号確認書類と本人確認書類に関するもの	次のいずれかをお持ちください ▼マイナンバーカード ▼個人番号が記載された住民票の写しと写真付本人確認書類 ※写真付本人確認書類がない場合は、健康保険証、年金手帳、源泉徴収票などが必要です 【本人が申告に来られない場合に必要なもの】 委任状、申告に来る方の写真付本人確認書類、委任した方の個人番号が分かるもの(写しでも可) ※委任状の様式は、市税務課市民税係窓口にあるほか、市ホームページでダウンロードできます 【控除対象配偶者等、扶養親族、事業専従者がいる場合に必要なもの】 対象となる方のマイナンバーカードなどの個人番号が分かるもの ※申告書に個人番号を記載している場合は不要です
申告に関するもの	▼申告書や確定申告のお知らせハガキまたは通知書(送付されている方のみ)、▼筆記用具・電卓、▼所得が分かる書類(源泉徴収票など)、▼前年の申告書の控え(お持ちの方のみ)、▼所得税の還付がある場合は、本人名義の口座番号が分かるもの、▼国外扶養親族について、扶養控除などの適用を受ける場合は、親族証明書と送金関係書類(外国語で作成されている場合は翻訳文が必要)
控除に関するもの(控除を受ける場合のみ)	▼各種控除(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金、生命保険、地震保険など)の領収書、証明書、▼医療費控除の明細書及び医療費通知書、▼障害者手帳または障害者控除対象者認定書、▼寄附金の受領証

※セルフメディケーション税制の控除、住宅借入金等特別控除、雑損控除を受けるために必要な書類は、国税庁または市ホームページでご確認いただくかお問い合わせください

### 申告会場にお越しになる方へのお願い

- ▼発熱や風邪の症状があるなど、体調がすぐれない方は、後日あらためて来場してください
- ▼来場の際には、マスクを着用してください。また、入場時は手指消毒や検温にご協力をお願いします
- ▼申告者本人のみでお越しください。介助が必要などの理由で複数名で来場する場合でも、最小限の人数でお越しください
- ▼営業等・農業や不動産の申告に係る収支内訳、医療費控除の明細書などは、あらかじめ作成し来場してください



# 所得税の確定申告、市・県民税申告の税制改正による主な改正点

【問合せ先】 所得税については新発田税務署（☎22-3161）、市・県民税については市税務課市民税係（☎28-9321）

## 【住宅ローン控除の適用期間の延長など】

- ▼住宅借入金等特別税額控除の適用期間が4年延長されました（令和7年12月31日までに入居した方が対象）
- ▼適用対象者の所得要件が合計所得2000万円以下（改正前：3000万円以下）に引き下げられました。合計所得金額1000万円以下の方については、令和5年12月31日以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和しました
- ▼省エネ性能等の高い認定住宅等（認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅）につき、新築住宅・既存住宅ともに、借入限度額が上乘せされました
- ▼控除率を住宅ローンの年末残高の0.7%（改正前：1%）に引き下げ、新築住宅等の控除期間が13年（改正前：10年）となりました
- ▼市・県民税における控除限度額について、消費税率引き上げによる需要標準化対策が終了したことから、従来の控除限度額が最高13万6500円から最高9万7500円に引き下げられました

## 【セルフメディケーション税制の見直し】

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、申告手続きの簡素化を図った上で、適用期間が5年間延長されました（令和8年12月31日まで）

## 【市・県民税の非課税判定における未成年者の年齢引き下げ】

成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から、1月1日時点で18歳または19歳の方は、市・県民税の課税・非課税の判定における未成年者にはあたらないこととなりました。

未成年者は前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には課税されませんが、未成年者にあたらない人は、前年中の合計所得金額が38万円を超える場合は課税されます。扶養親族がいる場合は、非課税となる合計所得金額の範囲が異なります。

～未成年者の対象年齢が変わります～

令和4年度まで(改正前)	令和5年度から(改正後)
20歳未満 令和4年度の場合、 平成14年1月3日以降生まれの方	18歳未満 令和5年度の場合、 平成17年1月3日以降生まれの方

# 春を呼ぶ生涯学習フェスティバル



申込み・問合せ先=新発田地区公民館  
(生涯学習センター、☎22-8516)

時間=午前9時～午後4時 ところ=生涯学習センター

## 第1部 2月22日(水)～26日(日)

▼作品展示…水墨画、書道、写真

### ミニ発表会 2月25日(土)・26日(日)

太極拳やフラダンス、オカリナの演奏などの実演による活動の紹介や成果発表を自由に観覧できます。  
時間=両日ともに午後2時～4時30分(午後1時30分開場)



## 第2部 3月1日(水)～5日(日)

▼作品展示…洋画、版画、彫刻、工芸、華道、手工芸

### ものづくりコーナー 3月4日(土)

▼「和裁」「畳」のマイスターといっしょにものづくり  
キャラクターストラップ・畳コースター作り、畳縫いの実演。  
時間=午前10時～10時50分、午前11時10分～正午、午後1時20分～2時10分、午後2時30分～3時20分

☎ 各回10人(先着順)

☎ 2月8日(水)～28日(火)に電話で申し込んでください

### 3月5日(日)

▼かんたんものづくりコーナー

プラ板キラキラデコ・キラキラジェルキーホルダー・もふもふ毛糸ほうき作りなど。

参加費=500円程度(当日、直接お越しください)

▼パフォーマー「ひまわり」によるバルーンアートショー  
時間=午後1時30分～(予定)

▼わたあめ・ポップコーンの無料配布(なくなりしだい終了)

▼第1部、第2部ともに、エール・活動成果発表として、団体の活動紹介を掲載したポスターなどを展示します